

# 産婦健康診査

令和3年4月1日より産婦健康診査事業を始めます。

産後は、生活の変化やホルモンバランスの変化などから、心身の不調をきたしやすいといわれています。産後うつ予防など、お母さんの心や体の健康のために産婦健康診査事業を実施します。

## 【対象者】

- 令和3年4月1日以降に産婦健康診査を受診する方
- 受診日に川辺町に住民登録のある方
- 出産後8週以内の方



## 【健診内容】

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

## 【回数】

産後おおむね2週間と4週間の合計2回まで

※産後2週間の健診を行っていない医療機関もあります。出産した医療機関にご確認ください。

## 【受診時の持ち物】

産婦健康診査受診票兼結果票、母子健康手帳

## 【費用】

無料（定められた項目以外の検査が必要な場合は、別途自己負担が生じることがあります）

※川辺町と契約していない医療機関で受診される場合は受診後に費用の払い戻しを行います。

### 《 償還払い（払い戻し）手続きについて 》

受診後に窓口で費用を全額支払い、領収書と結果が記入された産婦健康診査受診票兼結果票を受け取ってください

- 申請期間は受診日から6月以内
- 助成上限額は1回5,000円

〈申請に必要な持ち物〉

母子健康手帳、産婦健康診査受診票兼結果票、健診費用のわかる領収書（原本）  
印鑑、振込口座がわかるもの（通帳等）

## 【問い合わせ先】

川辺町役場 健康福祉課 保健センター 電話0574-53-2515